

令和２年第９回田野畑村議会臨時会会議録（第１号）								
招 集 年 月 日	令和　２年　７月３１日							
招 集 の 場 所	田　野　畑　村　役　場							
開 閉 会 日 時	開　会　令和　２年　８月１１日				議　　長	鈴　木　隆　昭		
	閉　会　令和　２年　８月１１日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席　１０名 欠席　　０名	議席 番号	氏　　　名		出席 等別	議席 番号	氏　　　名		出席 等別
	１	中　村　芳　正		出	６	畠　山　拓　雄		出
	２	工　藤　　　求		出	７	上　山　明　美		出
	３	上　村　浩　司		出	８	中　村　勝　明		出
	４	小松山　久　男		出	９	佐々木　功　夫		出
	５	佐々木　芳　利		出	１０	鈴　木　隆　昭		出
会議録署名議員	９	佐　々　木　　　功　夫			１	中　村　芳　正		
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 長	畠　山　　　哲		主査	三　上　恵　美			
地　方　自　治　法 第１２１条により 説明のため出席 した者の職氏名	村　　　　　長		石　原　　　弘		教　育　　　長		相　模　貞　一	
	副村長 総務課長事務取扱		早　野　　　円		教　育　次　長		佐々木　　　修	
	政策推進課長		佐　藤　智　佳					
	生活環境課長 健康福祉課長		工　藤　隆　彦					
	地域整備課長		佐々木　卓　男					
	産業振興課長		工　藤　光　幸					
	会計管理者幹 総務課主幹		平　坂　　　聡		政　策　推　進　課 主　任　主　査		佐々木　賢　司	
	総務課主幹		大　森　　　泉					
	地域整備課主幹		早　野　和　彦					
議　事　日　程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり							
会　議　の　経　過	別紙のとおり							

令和 2 年第 9 回田野畑村議会臨時会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 2 年 8 月 1 1 日（火曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1 号 準用河川長内川外河川道路災害復旧（1 災 230 号・235 号・413 号・599 号）
工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 6 議案第 2 号 村道明戸北山線道路災害復旧（1 災 309 号・600 号・601 号）工事の請負契
約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 7 議案第 3 号 準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1 災 404 号・410 号・593 号・594 号）
工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 8 議案第 4 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第 9 議案第 5 号 令和 2 年度田野畑村一般会計補正予算（第 5 号）

閉 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和２年第９回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において９番、佐々木功夫君、１番、中村芳正君を指名いたします。

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日１日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付いたしました会期計画のとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第３、諸般の報告を行います。

村長から議案５件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、会議等関係であります。印刷の上お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

なお、関係書類は事務局にありますので、御覧願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書１件を受理しており、その写しをお手元に配付しており

ますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 03 分）

再開（午前 10 時 04 分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第 4、行政報告を行います。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 令和 2 年 7 月 8 日から令和 2 年 8 月 10 日までの行政報告をさせていただきます。

7 月 13 日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議、7 月 17 日、避難所における感染症予防対策職員研修会ということで、これについては東京大学の沼田准教授からのご指導ということで、こういうご時世でありますので、リモートにより開催させていただきました。

7 月 30 日、同じく新型コロナウイルス感染症対策本部会議ということで、同日全員協議会ということでもあります。

8 月 7 日、また新型コロナ感染症対策本部会議ということでもあります。同日岩手県に対する市町村要望ということで、沿岸振興局長に対する要望活動を宮古市で行いました。要望活動において、議長も同席の上要望したところであります。

次に、入札関係でありますけれども、7 月 20 日 1 件、7 月 29 日 7 件ということで、お示しのとおりでありますので、御覧いただければと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第 5、議案第 1 号 準用河川長内川外河川道路災害復旧（1 災 230 号・235 号・413 号・599 号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第 1 号、タブレットで 3 ページ、説明資料ですと 1 から 13 ペ

ージとなっております。議案第1号 準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）工事
- 2、工事場所、田野畑村明戸その11外地内
- 3、契約金額、1億230万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額930万円）
- 4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之

議案第1号の説明資料として、資料9枚と被災状況の写真4枚というふうな資料になってございます。準用河川長内川外河川道路災害復旧工事についてですけれども、災害査定時には準用河川の長内川230号、それから村道長内沢線235号、413号、599号、以上4か所の災害ということで申請を受けて査定の決定を受けております。今回においては、実施においては1本で発注してございます。

資料9枚中の1枚目の図面を御覧ください。230号の準用河川長内川明戸その11工事ですが、復旧延長として25メートル。この場所は、下閉伊生コンの上流域で、明戸川に流れ込む河川となっております。それから、道路災害復旧においては採石場及び林業関係の方が山に出入りする、そういう村道となっております。補足資料の230号の被災状況の写真を御覧ください。プラス75から100の全景の写真でございますけれども、長内川の氾濫によりまして天然の護岸が決壊し、一部根固めブロックが散乱しているという状況写真です。右岸側にブロック積工を施工予定というふうになってございます。

230号の主な工事概要でございますけれども、復旧延長は25メートル、コンクリートブロック積工として82平米、根固めブロック工事を3工、盛土工を20立米というふうな工事概要になってございます。

資料9枚中の2枚目においては、ブロック積工、根固工の構造図であります。

資料9枚中の3枚目の図面を御覧ください。235号の長内沢線明戸その12工事ですけれども、復旧延長として39.5メートル。補足資料の235号の被災状況の写真を御覧ください。103チェーンから104チェーンプラス11.0の写真になりますけれども、これは長内川の氾濫によりまして、水衝部となっているところの道路本体が決壊してございます。

下の写真のほうは、採石場及び林業関係の方が山に出入りする必要もありますことから、応急的に仮工事を実施して、車の通行ができるようにしてございます。

235号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長で39.5メートル、この区間の復旧幅員は4メートル、コンクリートブロック積工として143平米、植生工で290平米、敷砂利を110平米というふうな内容になってございます。

資料9枚中の4枚目は、コンクリートブロック積工、植生工、敷砂利工の展開図、構造図となっております。

それから、413号の長内沢線、資料9枚中の5枚目の図面を御覧ください。413号の長内沢線明戸その14工事であります。復旧延長で98メートルです。補足資料ですと、413号の被災状況の写真ですけれども、129チェーンから130チェーンのところで、長内川のやはり氾濫によりまして、水衝部のところの道路本体が決壊しておりまして、先ほどの235号と同じく採石場、山のほうに出入りする方々に必要な道路となりますので、応急的に仮工事を実施して通行できるようにしてございます。

413号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は98メートル、この区間の道路幅員とすれば3.5から4メートル、大型ブロック積工で28平米、コンクリートブロック積工291平米、それから張芝工480平米の工事内容となっております。

資料の9枚中の6から7枚目は、大型ブロック積工、コンクリートブロック積工、張芝工等の展開図、構造図となっております。

それから次に、資料9枚中8枚目の図面を御覧ください。599号の長内沢線で明戸その13工事となります。復旧延長として56メートル。被災状況の写真でありますけれども、599号の被災状況の写真ですけれども、119チェーンプラス10から120チェーンプラス9.0の写真で、これは山側からの水、路面水によって道路本体が決壊しているという状況写真となります。

それから、121チェーンプラス3から123チェーンの写真においては、同じように山からの水、路面水によって道路本体が決壊しているという状況の写真であります。

599号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は56メートル、この間の復旧幅員とすれば4から6.4メートル、重力式擁壁253立米、敷砂利工160平米というふうな工事内容になっております。

資料9枚中の9枚目は、重力式擁壁、敷砂利工の展開図、構造図となっております。

以上が230号、235号、413号、599号の4か所の準用河川の長内川、長内沢線の河川と道路の災害復旧工事の主な概要となっております。

完成工期は令和3年3月末を予定してございます。

今回の災害復旧箇所は、長内川、長内沢線は、下閉伊生コンの上流域で明戸川に流れ込む河川と、それから採石場、林業関係の方が山に出入りする農村道となっております。ご不便をおかけしておりますことから、施工業者と復旧工事の手順、進捗管理等協議しながら、安全な施工と通行確保が図られるように早期の完成を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

理由でございますが、準用河川長内川外河川道路災害復旧（1 災230号・235号・413号・599号）工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7 番、上山明美さん。

○7 番【上山明美君】 昨年台風の被害があつて、自民党の鈴木会長が各市町村を回って田野畑に来たときにも、これからの災害に対する工事は復旧工事という感じだったけれども、もうそれではこれからの気象等々には対応できないから、改良工事にしていかなければならないということを強く訴えて、新聞等々でも取り上げられたのですけれども、この工事でもすけれども、これから発注されて行われる台風災害に対する工事に対しては、改良工事というようなことは加味されているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今でもまだ災害復旧というのは、基本的には原形復旧だというのが基本のルールになっています。それで、今言われたとおり改良復旧等という話もそのとおりありますので、今回台風19号においては村としても東日本大震災の次になる大きな災害でございました。それで、全国の防災協会あるいはテックフォースというふうなところからも事前に調査を依頼してやってきました。

それで、今日の今の説明においては一般的な改良の話、災害復旧の話ですが、どうしても通行ができないということなので、これは災害復旧のルールがございまして、応急的な仮工事をしていというふうなこと、それからこれからの案件であります、大きな山が崩落しているところだとか、それに対するのり面の対策だとか、それから山から来る土砂をどうしたらいいかというふうなことで、次の説明にもありますが待受擁壁だとかというふうな擁壁のようなものを災害復旧の工事に取り入れております。一部改良的な要素も含みながら、申請というか、ございます。

それで、原形という立場のみではなくて、そのような改良的な要素も取り入れながらということも、先ほど言った防災協会だとか、テックフォースだとかというふうな方々のご意見等指導を受けながらも、今回の査定においてはそのような形で申請してございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7 番、上山明美さん。

○7 番【上山明美君】 ありがとうございます。やっぱり何回も、またかというようなことがないように、材料等々も、それこそコンクリートとかいろんなのも質はよくなっているかとは思いますが、やはりいろいろな専門家の人たちの意見を受けて、土地をもらっているとか、いろいろ金額の都合等々、補助とかの兼ね合いもあるかとは思いますが、改良できて、災害が少しでも防げるというのであれば、そういうふうに持っていけるように鋭意努力していただきたいと思います。要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 指名競争入札だと思うのですが、これは業者何者指名したのか。あるいは、
その中で村内、村外はどこの地区の方が指名されているか伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 指名においては、土木のAということで、村内はAなので2者、
それからあとは宮古管内、あと久慈、岩泉というふうなことで、全部で8者の指名でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 本村は、そういうように県の格付を中心としたような発注をされている
ようですが、それが適当かどうかですが、やはり他の市町村を見ると、必ずしもそうではなく、い
わゆるこの金額であればB級もしているような市町村もあるが、その点についてどのような
……基本的には村内業者を中心とした工事発注という考えだろうと思うのですが、そういった考
えはあるのかないのか。いわゆる微妙に金額もAとBのあれが、差がというのは予定金額等の絡
みもあると思うのですが、基本的な考え方、どうしても今のような県の格付を中心とした金額が
全ての指名になるものか、そこを伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 村の指名によって、基本的な考え方は村内の業者を中心にして考
えたいというふうに考えてございます。

それで、村内の中心においてもA級、B級、C級というランクづけがございまして、基本的
には7,000万円以上というものはA級、それから3,000万円未満というのはC級、B級においてはそ
の間の3,000万円から7,000万円の間というのがB級だというふうなことで、基本的には村内の業
者を中心に考えております。

それで、ただA級クラスの7,000万円前後クラスのほうになると、どうしても村内においては
2者だけだということで、少ないというふうな部分になりますので、そのようなときには先ほど
説明したような業者のような範囲を広げて指名というふうなことを考えて発注してございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 AとBのラインが7,000万円ということですが、やっぱり7,000万円を幾ら
か超えた程度、いわゆる1億円とか超えればまた3,000万円の差があるわけですが、そういう微
妙な段階の中でも考えられないのか、村内業者を中心に考えた指名、いわゆるこういう金額のと
きはB級がその次の段階になるわけですが、そういうのを指名の対象とする方向で検討すべきだ
と思うのです、具体的に。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 基本的には、一応今のようなルールに基づいて考えております。
そして、今回においてこれだけの災害の箇所数等があって、それを今一本に発注したり、ロット

を拡大して一本に発注するような方法を含めて、件数を少なくして、大きな金額でというふうな
ことにもなっておりますが、いずれ7,000万円前後ぐらいという話になれば、それは考え方の中
で、指名の考えはしていきたいと思います。そして、以下のところの件数も結構多いので、その
ようなことになればBだとかC級になりますので、それらは総合的な中で考えながら発注の形を
取って、指名の形を取っていきたい。先ほど言いましたが、村内業者を中心に考えていきたいと
いうふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 要するに7,000万円以上にすれば、いわゆる災害の工事件数の合併の数を
増やせば、当然件数も金額も増えるわけだし、同じ現場が2者も3者も入ることによって、逆に
工期的な混乱を招くおそれもあるわけですが、やはりそういった2者しかないという、A級とい
うか、B級も含めた例えば4者になるのか、5者になるのか、そういうものをやっぱり、いわゆ
る災害の件数を合併することによって、極端に言えば金額も変わってくるわけです、当然。その
辺はやっぱりある意味で、いわゆる村内業者を中心とした発注を考えた場合の意味で質問してい
るわけです。それで、ある意味では考慮する形でなるのかどうなのか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時23分）

再開（午前10時23分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開します。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 そのような配慮もしつつ、いずれにしても災害復旧も3年なり5
年なりというスパンの中で完成させていかなければならないというふうな考え方もありますけれ
ども、いずれにしても全体で72件という災害復旧の箇所があるのを今現在は41件というふうな形
でのブロック割で考えておりまして、それは何もB、Cが少ない、そういうものではなくて、全
体的なバランスを見れば結構な数がそのとおりAにもBにもCにもというふうな割当てになるよ
うな、そのような全体像を見極めながら考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 準用河川長内川外河川道路災害復旧（1 災230号・235号・413号・599号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第2号 村道明戸北山線道路災害復旧（1 災309号・600号・601号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号、タブレットで4ページ、それから説明資料ですと14から30ページというふうなことになります。村道明戸北山線道路災害復旧（1 災309号・600号・601号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道明戸北山線道路災害復旧（1 災309号・600号・601号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、村道明戸北山線道路災害復旧（1 災309号・600号・601号）工事
- 2、工事場所、田野畑村明戸その6 外地内
- 3、契約金額、1 億890万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額990万円）
- 4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之

議案第2号の説明資料として、資料が12枚と被災状況の写真5枚の資料となっております。御覧願います。村道明戸北山線道路災害復旧工事についてですけれども、災害査定時には309号、600号、601号の3か所の災害で申請しました。今回は、発注ロットを拡大して1本で発注してございます。

資料12枚中の1枚目を御覧ください。309号の村道明戸北山線ですけれども、明戸その6 工事です。復旧延長として34メートル。この路線は、明戸から北山方面に取りつく村道で、以前は県道となっていた路線でもあります。資料の309号の被災状況の写真を御覧ください。23チェーンプラス13の終点付近から23チェーンプラス6の起点方向の写真なのですが、この左側ののり面が大きく崩落して道路を塞いでいるという、そういう状況の写真でございます。これは、先ほども言いましたが、これらは現場のほうをテックフォース、防災協会等と確認、見てもらいな

がらも、このようなところには今回は重力式擁壁等の待受擁壁というふうなことも7メートル予定してございます。

それから、下のほうの24チェーン起点のほうから24プラス7.4の終点方向の写真ですけども、これは山側からの水によって道路本体が決壊している状況の写真で、これはコンクリートのブロック積工を予定して、6.1メートルの予定区間となります。

309号の主な復旧工事概要ですけども、復旧延長は34メートル、道路幅員は5.0から7.3メートル、そして重力式擁壁、待受擁壁を32立米、コンクリートブロック積工を13平米、吐口工として9.7立米を予定しております。

資料の12枚中の2枚目は、重力、待受擁壁の展開図及び舗装工の展開図等々となっております。

資料12枚中の3枚目を御覧ください。これは600号の明戸北山線の明戸その4工事ですが、復旧延長で134メートルです。この路線は、先ほど説明した上流域になりまして、平面図には被災状況の箇所の番号、①から⑦、図面のところに①から⑦の表示があります。補足資料の600号の被災状況の写真を御覧ください。一緒になって見てもらいますが、①の状況写真ですけども、山側からの路面水、山側からの水、路面水によりまして道路本体が決壊している状況の写真で、大型ブロック積工を14メートルほど施工する予定となっております。

それから、②の写真ですけども、これも山側からのほうののり面が大きく崩落しておりまして、大量の土砂が道路を塞いでいるという、そういう状況でございます。これも同じように、道路脇ののり面側のほうに待受擁壁ということで17メートルを施工予定としております。

次の③の写真になりますが、これもやはり山側のほうからの水、路面水によって道路本体が大きく決壊している状況。写っている写真のブロック積みが見えますが、これは当時のその前にあったブロックの道路を塞いでいる擁壁が見えている状況となっております。

次に、④の写真ですけども、山側からの、斜面からの土砂、崩落によりまして、大量の土砂が道路を塞いでいるという状況で、これもやはり待受擁壁の施工を予定してまして、12メートルほど予定しております。

次に、⑤の写真ですけども、左側のほう、左側というか、⑤と⑥の写真がありますが、⑤については山側からのやはり水、路面水によりまして道路本体が決壊している状況。これはブロック積工を7.2メートル施工予定と。そして、⑥の写真のほうの部分はやはり山側からののり面の崩落によりまして、待受擁壁を5メートルほど施工するというふうな状況。

次に、⑦においてはやはり山のほうからの水、路面水によりまして道路本体が決壊しているという、そういう状況写真であります。大型のブロック積工を10メートル、コンクリートブロック積工と併せてこれを5メートルを予定しております。

600号の主な工事概要でありますけれども、復旧延長は134メートルとなります。この区間の復旧幅員というのは3.8から8.3メートル、大型ブロック積工を359平米、コンクリートブロック積

工を31平米、重力式待受擁壁をそれぞれのボリュームで144立米、アスファルト舗装工を266平米という工事内容となっております。

資料の12枚中の4枚から10枚目は、平面図にある被災箇所の①から⑦までのそれぞれの標準の断面、展開図、構造図となっております。

それから次に、資料12枚中の11枚目になります。601号の明戸北山線明戸その5工事です。復旧延長として65メートルあります。補足資料の601号の被災状況の写真を御覧願います。山側からの大量の水、それから道路本体が大きく決壊している状況であります。そして、ここには大型の直積みのブロック積工、15.5メートルを予定しております。

下の写真は、舗装がクラックが入って路肩が傾いているという状況です。

601号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は65メートル、この区間内の復旧幅員は4.7から7.8メートル、大型の直積ブロック積工15.5メートル、コンクリートブロック積工で28平米というふうな内容です。

12枚中の12枚目は大型の直積ブロック積工等の展開図となっております。

以上が309号、600号、601号の3か所の道路災害復旧工事の主な概要となります。

完成工期は令和3年3月末を予定しております。

これもやはりご不便をおかけしておりますので、施工業者と復旧工事の手順、進捗管理等を協議しながら、安全な通行確保が図られるよう早期の完成を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

理由でございます。村道明戸北山線道路災害復旧（1災309号・600号・601号）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 提案されているのは無論なのですが、いわゆるその他の工事契約に関わる分の民有地との、工事に関わる道路は村の用地なことは当然なのですが、これ以外に工事するに当たって、民有地に影響がかなり出てくると思うのですが、これらについては何ら地権者との関係は特に問題がないというように判断、解釈していいかどうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 これは、災害査定時に道路区域から外れる部分はそれぞれ関係する地権者の方々から了解をいただいて、文書で取りまとめてございます。そして、実施においてもまたそれ以外にも仮に不測の部分があるとすれば、そのようなことをしながら、地権者の了解はいただいてやってございます。事前にそのような確認をしながら了解を受けて、災害査定を受け、査定決定をいただいております。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 村道明戸北山線道路災害復旧（1 災309号・600号・601号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時36分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第3号 準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1 災404号・410号・593号・594号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第3号、タブレットで5ページ、説明資料ですと31から49ページとなっております。準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1 災404号・410号・593号・594号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1 災404号・410号・593号・594号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1 災404号・410号・593号・594号）工事
- 2、工事場所、田野畑村島越その7外地内
- 3、契約金額、6,490万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額590万円）
- 4、受注者、住所、岩手県宮古市八木沢3丁目11番5号、氏名、株式会社菊地建設、代表取締役

役、菊地和弘

議案第3号の説明資料として、資料16枚と写真3枚の資料となっております。準用河川島の沢川外河川道路災害復旧工事についてでありますけれども、災害査定時には河川の島の沢川404号、道路である島の沢浜岩泉線410号、593号、594号の4か所の災害ということで申請してございます。1本で今回発注してございます。

資料の16枚中の1枚目の図面を御覧ください。404号の準用河川島の沢川島越その7工事ですけれども、復旧延長として207メートル。この場所は、島の沢地区上流で三鉄の前後の河道の埋塞除去の災害復旧となっております。補足資料の404号の被災状況の写真を御覧ください。起点ゼロのところですが、かごマットの多段積工が島の沢川の氾濫によりまして、吸い出しを受けて傾いているという状況です。

それから、終点側になりますが、233付近になります。河道が埋塞をしている状況の写真です。これは、流木が河川側に倒れている状況の写真、これらを今回河道の掘削、流木の撤去をする復旧内容となります。

404号の主な工事概要でありますけれども、復旧工事延長は207メートル、埋塞土の除去が1,500立米、かごマットが20平米となっております。

資料とすれば、16枚中2枚目は縦断図、3枚目は仮設工の平面図となっております。

次に、資料16枚中4枚目になります。410号の島の沢浜岩泉線島越その4工事になりますが、復旧延長として28メートル。この場所は、島の沢地区から浜岩泉に上っていく路線となります。補足資料の410の被災状況の写真を御覧ください。プラス85付近の写真ですが、路面水によって道路本体の一部が決壊している、そういう状況の写真です。

410号の主な復旧工事概要なのですが、復旧延長は28メートル、この区間の幅員とすれば4メートルで、プレキャストL型擁壁を25メートル、アスファルト舗装を112平米、ガードレール28メートルというふうな内容になってございます。

資料の16枚中の5枚目はプレキャストL型擁壁の展開図、構造図であります。

次に、593号の島の沢浜岩泉線島越その5工事となりますが、復旧延長として73メートルとなります。資料の593号の被災状況の写真ですが、プラス154付近の写真、これもやはり路面水によりまして道路本体の一部が決壊しているという状況であります。

593号の主な工事概要ですが、復旧延長は73メートル、この区間の復旧幅員は4メートルから4.5メートル、プレキャストL型擁壁工を73メートル、アスファルト舗装工を338平米、ガードレール工を73メートルというふうになっております。

資料16枚中の7から9枚目は標準断面、プレキャストL型擁壁工の舗装工の展開図、構造図となっております。

それから、594号の島の沢浜岩泉線島越その6工事でありますけれども、復旧延長として104メ

ーターとなります。補足資料の594号の被災状況の写真を御覧ください。プラス296から308付近となりますけれども、路面水により道路の本体の一部及びのり面が大きく決壊しているという状況の写真となります。

594号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は104メートル、この区間の幅員は4メートルから5.8メートル。内容とすれば、プレキャストL型擁壁を73メートル、そしてアスファルト舗装工を374平米、ガードレール工を104メートルというふうになってございます。

資料16枚中の11から16枚目は、それぞれの縦断図、標準断面、プレキャストL型擁壁、舗装工の展開図、構造図となっております。

以上が404号、410号、593号、594号の4か所の準用河川の島の沢川、島の沢浜岩泉線の道路災害復旧工事の主な工事概要となります。

それで、完成工期は令和3年3月初めを予定してございます。

今回の災害復旧箇所は、島の沢地区の上流域であります。三鉄前後の河道埋塞除去の災害復旧の実施と島の沢地区から浜岩泉に上がっていく道路の災害復旧の実施となります。島の沢川の下流域では、島の沢地区が氾濫したということもありまして、別途事業によりまして護岸整備や河道掘削等を一連の区間において実施し、河川の機能向上を図る必要があると考えております。現在は、測量調査設計を実施しているという状況でございます。この災害復旧においてご不便をおかけしておりますことから、施工業者と復旧工事の手順、進捗管理等協議し、安全な施工と通行確保が図られるように早期の完成を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

理由でございますが、準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1災404号・410号・593号・594号）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 提出は今日の日付なのですが、こういう契約案件ですから、完成予定月日も記載すべきだと思うのですが、どうですか。これに関わらず、常に完成予定月日は記載されていないようですが、これは何かあるのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時56分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議決の締結に関する提案は、地方自治法に基づいて提案してござ

います。そして、増減があった場合には変更契約としてその金額の増減において、変更契約においての金額の変更というふうなことで、地方自治法でそのようなことで提案してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】　ほかございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】　討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1災404号・410号・593号・594号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】　起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】　日程第8、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】　議案第4号、タブレットは6ページを御覧願います。財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する目的、総合バス運行の用に供するため

2、取得する財産、マイクロバス（29人乗り）1台

3、取得金額、1,042万8,000円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額94万8,000円）

4、取得の方法、買入れ

5、契約の相手方、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪223番地75、氏名、丸奥自動車工業株式会社、代表取締役、奥地一基

別紙説明資料を御覧願います。タブレットは50ページからの4枚になりますが、4枚中のその1でございます。総合運行で使っておりますタノくんバスの本体の車両のラッピングでございますが、ピンク色をベースに他の車両と類似しておりますグラデーションをかけまして、桜の花をちりばめたシンプルなデザインとしております。

資料の次のページ、その2を御覧願います。今回のバス車両購入に係るラッピングイメージでございますが、今回のバスは村内の山側のほう、甲地、三沢、田代方面でございますが、山側を走行する車両となりますことから、ヤマザクラをイメージし、子供たちが楽しく乗車できるよう明るい色を使用し、デザインしております。また、村で所有している車両が現在青、緑、オレンジ色の3色でございますが、今までに使用していない色となるよう配慮したところであります。

次のページを御覧願います。4枚中のその3です。車両の内装の写真でございます。カタログを記載してございますが、右側の車内の写真を参考にいただければと思います。ロングボディーの29人乗りとなっております。

次のページ、4枚中その4でございますが、今回購入の仕様書になります。こちらについては御覧いただきたいと思います。

なお、今回更新いたします現行のバスでございますが、車種がマイクロバス4WD三菱ローザ、登録年月日が平成22年3月15日、走行距離が7月末時点で30万7,112キロとなっております。この車両については、購入から10年を経過しておりまして、近年修繕費が20万円から40万円と毎年かかっております。また、ボディーの塗装等も老朽化が進んでおりますことから、今回の新車、納車が2月頃予定してございますが、この後また3月上旬までに売払いを行う予定でございます。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、総合バス運行の用に供するため、マイクロバスを入れ替えようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 カタログとか仕様書とかという感じで見たのですけれども、例えばなのですけれども、今使っている車両と何か大きく違うところがあれば説明願いたいのですけれども、例えばですよ、今使っている車両はパワステではないのだけれども、今度購入する車両はパワステだとか、ここの機能がほかの車両とは違うというようなところの特徴が特にあるようでしたら説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

今回更新するバスについて、大きく変わる特徴はございません。細かいところを言いますと、ドライブレコーダーを購入時にセットさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 予算で1,200万円取っていたのですけれども、購入に当たっての財源、補助がどれくらいで、一般財源がどれくらいだという内訳が分かるようであれば示していただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 お答えいたします。

今回の財源、国の補助等はありませんで、全て地方債、過疎債を充当する計画でございます。細かいことにはなりますが、タイヤチェーンとかスタッドレスタイヤのような、ほかに流用できるものは過疎債の対象になりませんので、一部二、三十万円程度のものは一般財源になりますが、車両本体にかかる経費については全て地方債、過疎債を充当する計画でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 1つは、これは指名業者的なもの、あるいは車種は限定した指名競争入札ということですか。

それと、あと1つ、桜が悪いという、桜の花の絵が悪いというのではないけれども、たしか本村でのいわゆる将基面誠先生の奥さんはたしか梅を田野畑に植えたという経過があって、しかも昨年ですか、将基面先生の関係の記念碑まで大橋公園に建てているわけですから、そういったいわゆる過去のことも参考にしながら、そういうせっかく記念碑まで、村が費用は出したのではないにしても、建てているのだから、たしか私は梅だと理解しているのですが、むしろ梅の、そういった過去の例からいくと、関連からいくと、そういうふうにしたほうが適切な、あるいは皆さんがそのバスが通れば将基面先生等々の思いも出る可能性もあるわけだから、それはちょっと、まだこれからでも間に合うわけですので、検討する必要があると思いますが、どうですか。

あとは、指名業者は村内、村外の業者、どのようになっているか、何者か。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

まず、車種についてはマイクロバス29人乗りの4WDということで決定させていただいたところでございます。

指名業者につきましては、8者を指名いたしました。このうちの7者が村内業者でございます。もう1者については、県内のディーラーさんを1者入れてございます。

また、デザインにつきましては貴重なご意見をいただいたところでございます。また庁内等で検討してまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ぜひもし花を用いる車両にあれば、そういった将基面先生等々の過去の田野畑村の医療としての充実した思いが出るような、そういうようなことを考慮と

いうか、参考にしながら入れれば、なおかつ思いも深くなると思うので、私自身がそうあってほしいなと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時08分）

再開（午前11時08分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

10分間をめぐに休憩いたします。

休憩（午前11時08分）

再開（午前11時19分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第5号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの7ページを御覧ください。議案第5号 令和2年度田野畑村

一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,530万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億703万円とするものでございます。今回の補正は、ほとんどが新型コロナウイルス対策に関連するものでございます。

それでは、タブレットの15ページ、予算書の5ページを御覧ください。2の歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億1,438万8,000円追加計上しております。

次に、15款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金、1節商工費補助金ですが、岩手県新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助金と岩手県地域企業経営継続支援事業費補助金、合わせまして554万5,000円減額計上しております。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、前年度繰越金として1,166万5,000円追加計上しております。

次に、20款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入ですが、学校給食費保護者負担金として520万円減額計上しております。

次のページを御覧ください。3の歳出ですが、主なものについてご説明いたします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節扶助費ですが、新生児子育て支援給付金として150万円追加計上しております。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業振興費、12節委託料ですが、申請事務委託料ですが、下のほうの18節負担金補助及び交付金の農林水産物安定生産・流通支援補助金の一部の事務を1団体に委託するため、申請事務委託料として20万円計上しております。次に、18節負担金補助及び交付金ですが、農林水産物安定生産・流通支援補助金7,677万円、田野畑村農産物イメージアップ推進支援補助金1,800万円、合わせまして9,477万円追加計上しております。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金ですが、田野畑村新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助金から田野畑村地域企業感染症対策等支援事業費補助金まで合わせまして526万3,000円減額計上しております。

同項3目観光費、18節負担金補助及び交付金ですが、がんばる観光事業者応援事業費補助金として2,000万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、10節需用費ですが、新型コロナウイルス対策フェースシールド等購入のため、消耗品として20万円、また13節使用料及び賃借料ですが、中学校生徒会活動や特設太鼓部活動等終了後速やかに生徒を帰宅させるために自動車借上料として100万円、また17節備品購入費ですが、在宅授業に向けての教師用ノートパソコン20台購入費用として230万円を追加計上しております。

下のほうに参りまして、10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、17節備品購入費です

が、新給食センターのフードスライサー用円盤等購入費として60万1,000円追加計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 コロナウイルス関係の補正予算というように理解するわけですが、2,000万円ほどの補助金の内訳というか中身は、いわゆるがんばる観光業者の応援事業費補助金というのは、これは業者が何の対象で、その中の一番例えば金額が高額になるような業者とか、そういう内訳はされていると思うのですが、その資料なりなんなりは、閲覧なりあればできないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時25分）

再開（午前11時26分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

答弁を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

資料については、提供する形ではなく、タブレットの、少しお戻りいただきまして、全員協議会の7月30日、新型コロナウイルスの説明の中のところにございまして、ナンバーで言いますと13番のところの内訳を記載させていただいております。今回の主なものといいますか、大きいものといいますと、エージェンツ向けの補助金が大きく関わっております。4,000円引きを3,000人の方を誘客してまいりたいと考えておりまして、この金額が合計で1,200万円ほどとなっております。そのほか今回4,000円引きの割引をスタートしておりますけれども、早々に完了してしまっているところもございまして、追加を加えてトータルで2,175人分、870万円を追加しております。

また、冬期間にどうしてもお客様の入りが悪くなるということもございまして、村民向け8,000円引きを検討しておりますが、200人分、160万円、その他事務費を加えての2,000万円の今回の補正となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 要するに、これは7月30日時点での説明資料なわけですが、その後にどんどん日々日本全国でかなりコロナ発生がなされているわけですが、それについてもこれが適当なのか、やっぱり何らかのもっともっとコロナに対する、もちろんこの時点では県内になかったわけですが、現在岩手県でも5名ですか、6名ですか、なっているわけですが、7名になっているわけですが、そういった状況変化への対応というのは検討されなかったのかどうなのか。要する

に県内から来ること、今さら県外、県内と言っていられなくなって、それは岩手県でももう発生したということなのですが、観光の業者をもちろんカバーするためにはこれが当然必要なことは理解する。なおかつ国で特別措置をしない限りは、こういうあれでいくのですか、村としての対応はどのようなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

一次の補正で実施しております4,000円引きは、一旦全国の方を対象にということでスタートしておったものなのですが、予約分については8月いっぱいぐらいの宿泊でやや終了を見込んでおりますので、今回の二次の補正分につきましては、宿泊業者等ともせんだって会議を開きまして検討したところなのですが、北東北3県に限定しようかという話で動いております。現在やはりコロナが岩手県内が出てきておったり、近隣の県も増えてきているところもありますので、まず一旦は北東北3県で動きますが、状況を見て、県内であるとかについても対象を限定していくような方法を検討しております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 実に変な状況というふうに私は考えております。当局で把握している全世帯の患者数、聞いてもしょうがありませんので、どこまで聞いたらいいか。私が把握している範囲では、国内で8月5日現在で4万2,000人、死者が千三百何人。田野畑村で医療体制がどうなっているか。私たち検査、本来であれば受けるべきではないかなと思いつつも、どうやったら受けられるのかちょっと不勉強、情報が誰からもまだ聞いていなくて、検査を私自身は受けていないのですが、私の母ちゃんなんかは「ぜひ受けたい、父ちゃん。何とか聞いてこ」と、せっかくの臨時議会だからという率直な意見もあったのですが、まず一村民である私がどうなのか。受けたい場合はどうやったらいいでしょうか、担当課長。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

まず、国内累計では今、昨日現在では4万9,000と5万人近くになっておりまして、その中でも現在の感染症数は1万5,000人ぐらい。「新規の感染者の」とはなっていますが、退院している数が多くはなっております。

あとは、PCR検査のこと、受けられるかということですが、まずは感染に不安がある方はかかりつけ医に相談する。それか症状がある場合は、帰国者・接触者センターに相談をするということになります。そこから検査したほうがよいとなる人は保健所から連絡がありますので、そこから受けられることになります。実際には、症状がある方だったらそうやって流れはあるのですが、自分で受けたいという人はまずかかりつけ医に相談をして、そこでやるかどうか確認したほうがよろしいかと思います。宮古医師会関連では地域外来・検査センターという、どこの地区で

も県内全部で二次医療圏でやっていますけれども、そういったところで検査を受けられるようになっております。

そして、実際保健所のほうの症状が出たときに経由する場合は無料なのですが、自分となると、その病院でお金がかかることになるとは思いますが、その値段についてはちょっと、1万幾らからやっぱり3万何ぼとか、検査の受託するところによるとは思うのですけれども、ちょっとばらつきがあるようでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 分かりました。大体どうやったらいいかという方向づけは説明いただけたかなというふうに思っております。

それで、時間もあれですから、盆前の臨時議会で、私も盛岡に孫がおりまして、孫、おじいちゃん会いたいと、盆に会わなかったことはないのです。しかし、来たいという電話をもらってはいるのですが、来いと言ったらいいかどうか。私は、今逃げ腰の安倍総理、批判的に、安倍さんにも理由はあつてのことだと思っておりますが、どうも日本で一番偉い総理大臣がどうも逃げ腰。石原村長は村内で一番偉いお方なわけですから、孫に盆に戻ってこいと言ったらいいかどうか、率直にお聞きしたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時35分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 信頼できる石原さんですから、ジョークを含めて何かを答えてくれるかなという思いで質問しましたが、撤回します。

それで、具体的にお聞かせをいただきたい。今朝メモを取ってきたのですが、一次で村で出した持続化給付金、村内版があるわけですが、村地域企業経営持続化交付金ですね、給付金ではなくて。予算で取っているのは、個人でない法人が30万円で10件見ていると。個人20万円は25件見ているわけですが、申請状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

7月末の申請状況でございますが、法人10に対して3件申請、交付しております。個人については25に対し6件申請、交付しております。

あわせて、休業協力いただいた部分もございましたが、7月末で13件申請をいただいております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 国の制度は、50%以下の方々に対して、申請を受けて、給付している状況のようです。結構あるようなのですが、村の制度は20%から49%だと思うのですが、8月に入って、7月末で、10件の見積りに対して3件、個人は25件の見積りに対して6件、ちょっと見積りがどうであったかという点も指摘しておきたいわけですが、どんな理由で少ないのか、どう把握しておりますか。もしやりたくてやれない状況があるのであれば、恐らく申請期間は8月末だと思いますので、延長を検討すべきではないかと思うのですが、見積りを取った時点で、その見積りがどうであったかが問われてくると思いますので、延長を含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

まず、申請が低調であるというようなご指摘であったと思ったところなのですが、当初見積りの段階で、村の商工会のほう、商工会さんの事務局様と状況についてご相談したところでございました。今回20%から49%までの減収ということで、約35事業者ぐらいあるのではないかという想定の中での見積りとしておったところでございます。今回パーセントで言いますと約4分の1ほどの申請と交付ということでございますが、50%以上の、もしかすれば51%であるとか、微妙な境のところで、国の持続化給付金のほうに申請をしている可能性もあるのかなと見たところでございました。

申請補助金が今4分の1の状況になってございますので、広報の8月、それから今般のお知らせ号のほうにも掲載させていただいております。対象事業者のほうには、特にも休業協力いただいた業者様のほうには文書で再度通知をさせていただいたところですが、ご遠慮なさっている方も若干いらっしゃって、一応今回の商工業者に対しましては8月いっぱい締切りと一旦させていただきたいなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 田野畑村地域企業販売促進支援事業費補助金、これの内容をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

先般ご説明した資料の15番でよろしかったでしょうか。地域企業販売促進支援事業費補助金というものでございますが、こちらについては商工会事務局様のほうとご相談をいたしまして、今回食事券の販売をさせていただきたいと。これによりまして、村内の飲食店の利用拡大を目指すものでございますが、全体事業費として300万円、事務費を30万円として、商工会への補助金として補正させていただいたところですが、そちらは500円のプレミアムがつきました食事券ですね。1,000円の食事ができる券を500円で購入できるというものということだそうです。これを

6,000枚発行いたしまして、飲食店の利用拡大を図りたいというものでございます。

実施に当たっては、商工会さんのほうで、村内の飲食店さん、対応していただける飲食店さんのほうに前売券を置きまして、そこで販売する。販売したところの飲食店で前売券を買っていただいて、次に来たときにそれで食事をしていただくというふうな流れになるそうです。村は、それに対して補助するという内容でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 全員協議会でお示ししていただいた18番、実施計画、地方創生臨時交付金実施計画の18番。これは岩手日報さんで8月4日にお知らせいただいたものなのですが、これはどうなのですか。全員協議会の中で今朝意見交換、個々の議員の率直な意見交換をしたわけですが、7月30日に全員協議会を開いて我々に資料提供をしていただいたと。8月11日、今日、臨時議会で提案をするという報道だったわけですが、前にもこういうことがあって、やっぱり本来の在り方とは正統ではないという意見が議会では多かったわけです。私もそう思っております。

経緯なのですが、日報さんもいらっしゃるわけで、しゃべりづらいのですけれども、報道の自由は当然あるわけなのですが、今回報道された経緯については村当局の提供でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 ただいまのご質問でございますが、7月30日の全員協議会において申し上げたものが岩手日報さんのほうの紙面のほうに掲載になったという件でございますが、これにつきましては当日取材でも記者の方がおいでになっていたようでございますし、その際に資料については提供されたものと思っております。

記事の内容につきましては、先ほど18、この間の説明資料で18番目の項目ということでございましたが、その後に私のほうへも取材がございました。それは、全員協議会が終わった後、その資料を基にした取材でございましたので、それについてはこちらのほうで聞かれたことについては答えさせていただいたということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 産業振興課長から率直な答弁がなされました。しかし、これについては、これも村長、副村長、どちらにでもご答弁をいただきたいわけですが、全員協議会への資料提供、これは別に秘密事項でもない、何でもないというふうに私も理解しております。それはそれでいいわけですが、議決前にあたかも決まったような中身を村民、住民に事前に周知されますと、これは議会制民主主義から考えてもおかしいと思うのです、私は。

ですから、前にもこういうことがあったわけなのですが、今後は当局も肝に銘じて、議決前の報道についてはしっかりとした幹部職員の意思統一が必要ではないかと思うのですが、村長、副村長、どうお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今議員がお話しされたように、同じようなお話があったと。その際にもお話をしましたけれども、議員全員協議会があるという日程は新聞紙上であって、それに基づいて自由に傍聴できるということになっておりますので、ただし今お話しされたように、あくまで8月11日を見て事が決するという中身で報道なされていると思いますので、その点については議会で決まる前の情報かもしれませんが、そこらは公表として配慮いただきながら、報道したものだと思うし、職員においてもその姿勢をもって取り進めていると思っております。

ただし、今疑念が生じた点について、考えたならばまた庁内でも議論しながら対応してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 かえって率直に聞いておいたほうが今後のためになると思うのですが、村長が答弁しましたから、村長に率直にお聞きしたいわけですが、今度の報道については疑問は感じませんでしたか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今のお話、論点は議会の軸としての議論と報道と、マスコミの自由という点でのほざまでの議論だと思いますけれども、お互いに配慮しての中身だと認識をしました。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 しっかりと村民、議会に対して配慮のよく利いた報道というものは、何ら問題はないというふうに感じましたか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほど話したように、論点が3つあるとして、今話した点で、自由に今議会活動をこういうふうに関員協議会も対象になるのであれば、村民に周知するという点であれば、それはありがたいことだと思いますけれども、一方今議員がおっしゃっている点についても論点にするならば、それは決して議会軽視ではなくて、互いにいいものを議論していい答えを出していくということで、その導きの中の議論だと、そういう認識をさせていただきました。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 答弁がよく分かりません。何ら問題がないというふうにお考えですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 公としてそういう手続をして取材していく、していただきたいわけですので、そういう体系の中では本来では問題点はないと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 議長に申し入れたいわけですが、そういたしますと、何ら問題はないという村長答弁でありますから、全員協議会等々の持ち方にこれから響くと思いますので、議長なりの判断も、休憩か何か持って全議員で相談させていただきたいわけですが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 52 分）

再開（午前 11 時 53 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9 番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 先ほど健康福祉課長の、いわゆる 8 番議員がコロナの症状等々、あるいは事前にチェック検査を受けたいやの質問があったらば、何かかかりつけの行きつけの医院や病院に相談ということなのですが、ところが行政訪問つながりカードというのが 8 月 3 日、4 日あたりに沼袋辺りに回って歩いて、その文書の中には、体調が変化がある場合は役場、保健センターに電話をお願いしますと、課長の答弁とは全然違っているのです。これは誰が持って歩いたか、ここには村長名も入っているわけですが、これが役場の電話、ファックスの番号が載っていますが、保健センターの電話番号が載っていない。こういうのが行政訪問カードとして回っている。

しかもそれが不特定多数というか、不特定のところというか、全村民の世帯に回るのではなく、こういうのをどう、回したのは、持ち歩いたのはたしか村長と聞いているのですが、必ずしも適切なものだと私は思いませんが、村長、どういうわけでこういう、しかも担当課では異なるような内容の記載をしている。ここにコピーを取ったのがあります。本人があれしていいか、訪問者の名前は入っていない、石原村長。こういうことは決して好ましい形ではないし、行政が仕事として回っているわけですから、その中身が異なっているというのは、ちょっと私は行政としてあるべき形だと思っていますが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今皆さんコロナで、いろんな意味で不安になっているということで、田野畑村新型コロナウイルス感染症本部会議等々でも、村としてやれることは何だということで、今議論をしています。よって、感染症の対策としてやるべきことは、村民に近い情報を流すということとは基本姿勢であります。今話した議論については、感染症の防疫的な、医療的なものについては今担当課長が話したとおりであります。よって、専門医療の保健所、県を中心とした活動を中心にしながらも村としてやるべきことはやらなければならない、それがコロナウイルス対策だと思います。

そういった意味で、不安を解消できるように、いろんな意味で活動しなければならない。同時に県との連携、医療機関等の連携等も含めて、先ほど関連する質問があるように、今後重要な局面になっているということでありますので、そういった意味合いをもってつながってまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9 番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そのことが村長自らがこの書き物を持って回るものが適切だ、好ましいと思っていますか。私は、決して村長がやるべき仕事とは思っていません。職員の方はどう考えているか分からない、村長に使われる立場だからどうのこうのは言えないけど、こういうのを回って、しかもこれをもって、ただポストに置くのではなく、密接な関係というか、会話も当然しているわけですね、現に。このことがむしろコロナ対策に相反する部分にもなると思うんです。やっていることが。またそして、議会で私は指摘のつもりでやっているのですが、今後まだこういうような自らが訪問カードを持って回る予定なのですか、お盆を控えて。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 前もお話したとおりで、同じことを何回も言っているわけなのですが、決してそういったコロナだから、例えばソーシャルディスタンス、距離を全く無視してというようなことでもありませんし、またそういった意味で、不安の中でただただ孤立するということとは避けなければなりませんので、私だけではなくて、いろんな形であると思うのですけれども、できるだけそういう視点を持って政治をやるということも大事な点だということは、これはかねてより政治姿勢として貫きたいという話をしたまでであります。

よって、その状況、状況でどういうふうに判断するかは村として考えなければならない部分はあるとは思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 行政として全世帯を回るならまだいいのですが、自分の、今どういう意図で行っているのかよく理解はしないのですけれども、これが行くところ、行かないところ、どのように、行かないところは、ではどのような解釈すればいいですか。行ったところはその理屈になる、行かないところはどうか、どのような判断をすればいいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 公務の空いた時間でということでもありますので、今言ったように基本は全戸歩くということを強調しますが、それを一気にやることは到底できませんので、できるだけそういった意味でカバーすると。それから、その他のことも考えながら判断するということがあります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 担当課もいるし、会議もやっているようだし、やっぱりその中で誰がやるべきか、その会議の中で、例えばこういうものも村長が自らやるべきだという、そういう議論になっていますか。恐らくそういうことはなっていないと思う。ちゃんと以下何名会議に出ているか分からないが、そういうような、あるいは行政としてきちっとした、全世帯に配布できるようなそういう仕組みにしなければならないはずなのです。何のために会議しているのか。村長が自ら歩いて、自らが行動すれば、会議も何も要らないでしょう。自分が好きなようにやればいいわ

け。そういう各部署、部下の者をそれぞれ配置して、その作業をさせるために会議を開いていると思う。村長が自らやるとか、貴重な時間を集めてやっていることに、村長自ら空いた時間、徹底したほうがいいのではないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁を求めます。石原村長。

○村長【石原 弘君】 これまで私の政治姿勢として、当初から貫いてきましたので、今状況によって判断することはあろうかと思います。また、今の意見についてはあくまで参考とさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 村長、コロナにかかわらずいろんな場面で、組織の最高司令官というのは、本来であれば本部の奥に構えるのが筋ですよ。何でトップ司令官が最前線に出なければならないのですか。おかしいと思いますよ。地区には、行政区長、自治会長、民生委員がいますよ。その方々が地域をまとめて、前線の監視といいたいでしょうか、前線に気を配ることですよ。トップ幹部というのは、もう2段も3段も上にいて、情報収集をして、非常事態に現場に足を運ぶのが組織の最も基本的なスタイルではないのですか。私は、前から出前口上はやめてくださいという発言をしております。出前口上があると、地域の足腰が弱りますよ。地域の絆が断たれますよ。

ちょっと長くなりますが、1999年から2010年、これが平成の大合併の時代背景です。なぜ大合併をとということになるかという、これは地方自治体の足腰が弱くて、国には数多くの自治体の面倒は見切れないという大きな国の判断です。私は、今地方自治体に個々の家庭のサービスをやるだけのパワーはないと思います。継続できますか。ここ何年かはできるかもしれませんが、それは村の破綻にどんどん近づいていく行動ですよ。いかがお考えですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今のお話は、マネジメントの話だと思うのです。いわゆる危機とは言わなくてもリスク管理、リスクマネジメントの問題については、今お話しした点で、リスクの状況によって判断するもの。また、今言った意見についてはそのとおりだと思います。ただし、マネジメントといっても単に目標とか、業務とか、人材とか、リスクとか、フェーズとか、中間マネジメントとか、様々ございますので、それらが状況、状況で変化する中で判断することでありますので、そういった姿勢の中で行動することだと認識しております。

それから、今お話しされた点で、これからの社会でということでありますけれども、出前の問題では片づけられない問題があると思います。それは、お互いにただ自分の立ち位置だけで物事を語るのではなくて、時にはその距離感を上手に縮めながら、相手の苦勞なり言いたいことを察知して物事を進めるのは大事な政治でありますので、そういったことを酌みしながら、庁内でも議論する、議会でも議論すると、そういう素地をしっかりと加えるということでありますので、意見をいただいた点につきましては参考とさせていただきますけれども、私の答弁もご理解いただ

きたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 確かに行政的にはそうかもしれません。ただ、行政とか議論を抜きにして、私たち人間の本能とすれば、その行動が命取りにもつながりかねないのですよ。言葉をなくすれば単なる一つの動物です、人間も。あとは理屈以上の本能的な行動ですよね。やはり大前提となる基本行動は守るべきではないのですか。いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 従来の行政というのは、今言ったようにニューパブリックコメントというように変わっていかなければなりません。また、我々もそういう姿勢を持っていかなければなくて、今言うように、持続可能な社会をどういうふうにつくるかという点ではいろんなフェーズがあると思うし、いろんな姿勢があると思います。私の行政訪問は、政治を志す者、政治をする者として、いかに住民の意思、思いというものを一つでも感じてきたということでありますので、いろんな形をどういうふうこれから進めていくかもしっかり参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 分かりました。ただ、行政訪問するのであれば、年配の方のお持ちの知識、あるいは昔から語り継がれているいろんな生き方とか、格言とか、何かがあるはずなのです。ただ訪問しました、お元気ですか、お変わりありませんかではないのです。何らかの収穫を得て帰らなければ、行政訪問の意味はないのではないですか。

例えば訪問された方がいろんな知識を持っておられる。何年か後にその方が亡くなっても、こういう方はこういうことを言っていましたとその地域の違う人に伝えられるもの、そういう収穫がなければ、行政訪問は私は無駄だと思います。民生委員、自治会のほうがもっともっと地域全部に公平に平等に目を凝らしていると思います。いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 大変ありがたいお言葉をいただきました。そういうふうに進化するように努めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 何を言ってもちょっとかみ合わないからあれですが、ちょっと角度を変えて、コロナの補助を出す関係上お聞きするのですが、羅賀荘に新しい木の看板を掲げた。これはコロナと直接関係があるのかなのか。そして、これに対する7月30日には、もうついているわけですから、その時点では請求が幾らだか分からない。この金額は幾らの請求になっていますか。そして、誰が、社長が単独で発注したか、あるいは会社の役員なりなんなりを開いて発注したのか、それらも含めてお答え願います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 ご存じのとおり、3月、4月、それから6月19日まで長期にわたって休業せざるを得なかった。しかし、現場に行くと本当に静まりかえったように、本当に大変な事態です。職員の方々も大分落ち込んでいる状況だなと見ておりました。同時に、あの玄関を見たら、裏手、表から白い粉が吹き出している状況でございました。これをどう思うかということで、役員会で話をしました。これを落ち込んでもしようがないので、一番大事な玄関から明るいものを、将来をしっかりと目指してやっていこうということで会社として決めたことであります。

今お話しされた点について、サービスをどういうふうに提供するかという姿勢を貫くわけでありますので、会社としての姿勢でありますので、それが値段が1円であろうと何円だろうと、それを口外するというのではなくて、あくまでそういう姿勢でサービスを提供する姿勢なのだと、思いを持っているのだということでご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 零時12分）

再開（午後 零時12分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 請求書がまだ届いていないのですか、それとも金額が分からないまま発注したのですか。およそ通常は、幾ら羅賀荘とはいえ、ある程度は文書でなくても、このぐらいかかるとかという発注の仕方があると思うのですが、落ち込んでどうのこうのというのは答弁にはならない。金額を聞いている。その金額を聞いてびっくりするようなこと言えないのか。ちょっとはっきりした金額、あるいは請求書を議会で提示しないような、そんな、それこそ全員協議会開いて、それが全てなような議会の繰り返すようなことではとても応じられませんよ、私は。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 私がさっき話したのは、例えばいろんな形でサービスを提供する、けれどもそれを議会で、例えばこうでしたと言うことがサービスとして、会社としてそれが出せるのでしょうかという話したまでであります。ので、そういったことで、姿勢としてお話ししたわけでした、今お話しした点については、サービスとして、再開するに当たって来てもらうように頑張ろうという印ということでありますので、そういった意味で議会の皆様にもご理解いただいて、会社としてそういう努力をしながら再開しているのだという点についてご理解いただきたいという話をしたまでであります。

ので、その金額はどうかという議論が今まことしやかに話はされますけれども、その金額は大きなものではありませんので、またそれをサービスを提供するものとして、何円でしたという

話では、サービスの根源的なものが失われてしまいますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、今はよくサービスに取り上げられるのですが、その看板も業者にサービスでつけていただいたという判断に基づけばいいのかな。その辺どうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 会社としてそういう意思を表すということでありまして、そういったことで役員、職員が発注したということでもあります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 いわゆるサービスだか、会社があるいは従業員が落ち込んでいるから、元気をつけようと思って看板は発注したと。しかし、その金額は公表できないということになれば、このままでは議会は済まないと思いますよ。10億円もの債務保証している会社は何もどうしても知らない、それが例えば羅賀荘自体が、恐らく村の予算も取っていないから羅賀荘自体が支払うものだとして理解するが、これが自分自身は大したことがないで済ませるような、そんな議会では、俺は納得いきませんよ。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今お話ししたサービスというのは、すごく微妙なものなのですよ。けれども、職員たちが頑張っている意思、またそういった意思がいろんなところで随所に表れてこそ、その総合力としてサービスが向上するのだと思いますので、今回は本当に今までに経験のない厳しいものでありますけれども、会社としてそれを営業強化しながら、理解してもらいながら、営業部分としてそれを整備する形を整えたいという思いでありますので、村に営業の範疇として、会社として頑張る姿勢を貫いたわけでありますので、議会にもいろんな意味で支援いただいていますけれども、それにただ甘んずることなく営業を努力してまいりたいと思います。

また、そういう姿勢を表し、また職員も頑張っていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 零時17分）

再開（午後 零時24分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 隠すとか、そういうつもりではございません。今営業としてという話でありましたけれども、議員の皆様のご意見を今賜りましたので、役員会として、この看板については30万円ほどということで決めたことでもありますので、その前後はすると思いますけれども、そ

の執行はその金額の範疇ということでご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 何でそれを最初から決まり切ったことを言えないのですか。30日の全員協議会も言えない。それ自体がもうあれなのですよ。社長、村長として、早い話失格なのですよ。何でそれを言えない。30万円が高いのか安いのか分かりませんが、何で言えない。逆に言えなかった理由を伺いたい。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 隠すとか、そういうつもりはございません。今言ったように営業の範疇のことなので、それが赤裸々に話することなのかという経営者としての考え方があったので、お話をできませんでした。

しかし、今言うように議員の皆様のご理解を得たいということなので、役員会で話した金額の話をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私は、不満な人もおありなようですが、最後の私は、補正、今朝確認しようと思ってきましたので、担当課からお聞かせをいただきたいわけですが、予算書の6ページ、農業振興費の田野畑村農産物イメージアップ推進支援補助金1,800万円。7月30日の全協のとき、公社に対する補助金というふうな説明があったと私は記憶しておりますが、確認したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 ただいまのご質問でございます農産物イメージアップ推進支援補助金ということで、村の代表的な市場に流通している商品として、産業開発公社の乳製品がございます。そちらのほうのイメージアップと販売促進という意味もあって、パッケージを刷新、製品を刷新したいということで、今回お願いするものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 これは一般質問で、9月議会でやろうと思っているのですが、公社改革、公社に補助金を出すわけですね。そうだという答弁でありますから、まさか合同会社にこの金額で委託料を出すわけではないですね。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 そうしますと再委託というような形でございますので、そういったことはないように公社のほうにも話はしますし、管理もしていきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 再委託という答弁があったのですが、村にしても、道の駅にしても、公社にしても、これも一般質問でぜひ深く村長と議論をしたいわけですが、公社から合同会社に委託を

する。これは定款等々の6月議会での議論もあるわけなのですが、答弁はしっかり管理したいという答弁でありますから心配はないようなのですが、決算議会で私はぜひ必要な資料、公社から270万円でしたか、59万円でしたか……

(70万の声あり)

○8番【中村勝明君】 七十何万円の委託の金額、この委託契約の資料を決算議会までに提示していただきたいわけですが、課長、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 零時29分）

再開（午後 零時29分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 ただいま公社が委託している事業についての資料ということでございますが、それにつきましては会社の経営内容でもありますので、ここで当職のほうから出しますというような明快な答弁のほうについては差し控えさせていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 先ほど村長は、羅賀荘の看板の金額を分からないや、問合せしなければ分からないやの答弁をしたと、最初ですよ、理解したのですが、そういう意味でしょうか、確認の意味でどうなのですか。羅賀荘、現場に問い合わせなければ数字が分からないやの最初答弁だったと思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 零時31分）

再開（午後 零時32分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、よろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 何を言ったって。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で全日程を議了したので、会議を閉じます。

令和2年第9回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

(午後 零時33分)